

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月10日
【報告者の氏名又は名称】	NMホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	(03) 3288-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 三上 二郎/同 大久保 涼
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	NMホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、NMホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ワイズマンをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社ワイズマン

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成25年8月9日(金曜日)から平成25年10月9日(水曜日)まで(42営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,575,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(3,405,600株)が買付予定数の下限(2,575,500株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年10月10日に、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,405,600(株)	3,405,600(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-
株券等預託証券( )	-	-
合計	3,405,600	3,405,600
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	34,056
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(g)	36,999
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	92.05

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者の第32期第1四半期報告書(平成25年8月9日提出)記載の総株主の議決権の数です。対象者は、公開買付期間中である平成25年9月30日を基準日、平成25年10月1日を効力発生日として、対象者普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割(以下「本株式分割」といいます。)を行っておりますが、本株式分割効力発生日と同日の平成25年10月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しておりますので、本株式分割効力発生日の前後において、対象者の議決権数には実質的な変動はありません。

(注2) 「買付け後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。